



国民健康保険税と町民税 納税通知書を送ります

税務課 住民税係 ☎(232)4911

令和元年度の国民健康保険税(国保税)と町民税の納税通知書(納付書)を6月中旬に送ります。納付書が届いたら、期限内に納付をお願いします。

国保税は世帯主に課税

国保税は、国民健康保険(国保)に加入している人ごとに算定し、課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されます。

変更届は14日以内に

世帯の中で社会保険の加入・脱退などがあつたときは、税額が変わります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または西部支所に届け出てください。

所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は、前年の所得を基に計算されます。所得の申告をしていない人は、税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などができませんので、必ず申告してください。※平成30年中の収入が遺族年金や障害年金、雇用保険の給付金などの非課税所得だけの人や、無収入だった人でも申告は必要です。

町民税は今年1月1日現在の住所地从ら課税

町民税は、今年1月1日現在、本町に住所がある人に課税されます。1月2日以降に本町に転入した人は、今年1月1日に住んでいた市区町村から納付書が届きます。

会社などに勤めている人で、町民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

所得証明書・課税証明書の発行

令和元年度(平成30年中の所得)の所得証明書・課税証明書などは6月2日の日曜開庁(午前9時~午後1時)から発行します。今年1月2日以降に本町に転入した人の令和元年度の各種証明書は、今年1月1日に住んでいた市区町村が発行します。



日本の生態系に悪影響を及ぼします 特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

北米産のオオキンケイギクは、道端や河原などで5月~7月頃に黄色のコスモスに似た鮮やかな花を咲かせますが、日本の生態系に大きな悪影響を及ぼします。

対策と駆除

■各地で生育域を広げています
このオオキンケイギクは、以前は道路などの法面緑化に使用されたり、ポット苗として生産され流通していました。

しかし、いったん繁茂してしまうと在来の野草の生育場所を奪い周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に特定外来生物に指定され、栽培、譲渡などが禁止されました。また、生きたまま移動させる、保管するなどの行為も禁止されています。

駆除する際には、根から抜きとってしまうのが効果的です。引き抜いた後は、その場で再度定着しないように2~3日天日にさらすなどして枯死させたあと、ビニール袋などに密閉して燃えるごみとして処分してください。

除草剤を使用することが可能な場



所であれば、除草剤による駆除も効果的です。
オオキンケイギクを繁茂させないためには、種子が付く前に除去する必要があります。
町民、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けていた人は、保険料を追納することができます

老齢基礎年金は、保険料の免除などの承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて年金受給額が低額となります。しかし、保険料の追納をすることで年金受給額を増やすことができます。

追納するには

年金事務所に申し込みが必要です。承認されると、納付書が郵送で届きます(クレジット払い、口座振替は利用できません)。

注意事項

①追納できるのは追納が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予・学生納付特例期間に限られます。

②保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算金が付きます。

③既に老齢基礎年金を受けている人は追納できません。

令和元年度追納保険料月額(単位:円)

	全額免除 納付猶予 学生特例	4分の3 免除	半額免除	4分の1 免除
平成21年度	15,280	11,450	7,640	3,810
平成22年度	15,540	11,650	7,770	3,880
平成23年度	15,320	11,490	7,660	3,830
平成24年度	15,170	11,380	7,590	3,790
平成25年度	15,150	11,360	7,570	3,790
平成26年度	15,300	11,470	7,640	3,820
平成27年度	15,620	11,710	7,810	3,910
平成28年度	16,280	12,200	8,140	4,060
平成29年度	16,490	12,370	8,240	4,120
平成30年度	16,340	12,250	8,170	4,080

問い合わせ

熊本西年金事務所 ☎(355)3261
町民課 年金係 ☎(232)4914

6月は児童手当・特例給付の「現況届」の提出月です

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

提出が必要な人には、「現況届」を6月上旬に送付しますので、6月28日(金)までに下記添付書類を同封の上返信用封筒にてご郵送ください。持参する場合は役場子育て支援課または西部支所へ提出してください(土・日を除く)。

■現況届に必要な添付書類

- 受給者の健康保険証の写し(児童の保険証ではありません)
- その他必要に応じて提出する書類(個別にお知らせします)

※児童と別居している場合: 監護・生計同一申立書

■注意事項

現況届を提出されないと、令和元年6月分以降の児童手当を受給できません。

■問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
☎(232)2202

結婚50周年 金婚夫婦を募集します

結婚50周年を迎える夫婦を対象に表彰式典を行います。詳しくは「広報まくよう」7月号に掲載します。

■日時 9月27日(金) 午前中

■場所 菊陽町図書館ホール

■対象者

昭和44年(1月1日~12月31日)に結婚した夫婦
※結婚50周年を過ぎ、同表彰式典に参加していない夫婦も該当します。



町表彰を受けた吉村さんご夫婦(昨年度)

■問い合わせ

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366